

第13回委員会(2002.7.30開催) 結果概要

庶務作成

開催日時：2002年7月30日(火) 13:30～16:30

場所：ぱ・る・るプラザ京都 5階 会議室A

参加者数：委員15名、河川管理者20名、委員傍聴者1名、一般傍聴者170名

1 決定事項

今後の進め方について

- ・流域委員会として、河川管理者に提出する最終アウトプットは、1)河川整備のあり方に関する提言、2)住民意見聴取についての提言、3)河川整備計画原案についての意見書の3つとする。
- ・委員会は流域全体についての検討を行い、各部会は各河川についての検討を行う。
- ・1)については、委員会の中間とりまとめを柱に深化させ、10月中に委員会としての提言をとりまとめる。原案に関する審議は、年度内を目途に行う。

ワーキンググループ(以下WG)の設立に関して

委員会の下部組織として、水位管理WG、水需要管理WGに加えて、一般意見聴取WG、ダムWGを新たに設立する。WGのメンバーは、部会横断的に構成することとし、各部会からの推薦をもとに、運営会議メンバーで決定する。

規約の改正について

資料4の改正案にWGリーダーの決定および改正期日についての記述を加え、改正することが了承された(出席者15名に欠席者3名の委任状を加え、規約改正に必要な委員数16名以上の同意が得られた)。

2 審議の概要

今後の進め方について

資料2-1「今後の流域委員会の進め方について」をもとに、委員会としての最終アウトプットや検討体制、スケジュールについて議論が行われ、上記「1.決定事項」の通り決定された。

河川管理者およびWGからの情報提供と意見交換

河川管理者より、水資源開発基本計画(フルプラン)と河川整備計画の関係等についての説明と水需要管理WGからの報告が行われ、水需要管理についての意見交換が行われた。また、水位管理WGからの報告と意見交換が行われた。

規約の改正について

資料4の改正案(委員会WGおよびWG専任委員の任命について明記)をもとに議論が行われ、上記「1.決定事項」の通り決定された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「水質問題についてもWGをつくるべきではないか、委員間で“自然”という言葉の共通認識を持つべきではないか、整備計画の優先順位に関する議論が足りないのではないか」との発言がなされた。

3. 主な意見

今後の進め方について

<アウトプットとスケジュールについて>

資料 2-1 をもとに、委員会として河川管理者に提出する最終のアウトプット、今後スケジュールの確認等について説明が行われた。

- ・ 流域委員会として最終的に河川管理者に提出するアウトプットは、中間とりまとめを発展・深化させた最終提言、住民意見の聴取・反映についての提言、河川整備計画原案についての意見書の3つを考えている。(委員長)
- ・ スケジュール(案)では、10月から11月に最終提言を出すことになっているが、なるべく早く9月頃に出すべきではないか。
- ・ 9月12日の第14回委員会で素案を出したい。ただ、WGからの提案も取り込むためには、完成はもう少し遅れると思う。(委員長)

<ワーキンググループ(WG)設立について>

庶務より、資料 2-2 をもとに新たなWGの設立について説明が行われた。すでに開設されている水位管理WG、水需要管理WGに加えて、一般意見聴取WG、ダムWGを設立にするにあたり、その目的や内容、メンバーの選出方法等について議論のたたき台が示された。

- ・ 淀川水系の全てのダムについて踏み込んで議論を行うためには、メンバー選出をしっかりと考える必要がある。
- ・ 新しいWGの設立には賛成だが、メンバーの選出がダムWGだけ各部会から3人となっており、既にある2つのWGと扱いが違うのは問題がある。水需要管理や水位管理WGについても扱いを同じにすべきである。WGで具体的なことも含めて全て議論するのなら、既存のWGについてもメンバー構成をもう一度考え直すべきである。
- ・ ダムの問題は、委員会として横断的、全体的な議論をすると同時に具体的なダムの是非についても議論しなければならない。そういう意味で少し他のWGとは違っていてもよいと思う。(委員長)
- ・ ダム問題については、必要性について委員会として流域全体の考え方をまず整理しておくべき。時間があまりないことを考えると、個別のダム事業については部会ではなく委員会のWGで検討するのは難しいのではないか。
- ・ たしかに時間はないが、委員会だけでは不十分である。やはり各部会でもWGをつくり連携を図っていくべきである。しかし、各部会でダムのWGを作らないなら、委員会で個別のダムについて議論しなければならない。(委員長)
- ・ 委員会のダムWGでは、個別のダムを念頭において一般的な問題を話しあい、最終的には個別のダムについても委員会の方で判断してもらいたい。そして、それを各部会が段階的にもう一度再評価することではどうか。
- ・ 個別のダムの問題をどこで議論するかについては今ここで決定せず、ある程度統一的な議論が終わってから考えてもよい。1、2回時間を詰めて議論すれば基本的な議論はできるだろう。
- ・ 一般的な方向性を出す視点で、まず委員会のWGで議論いただき、それを受けて部会で

個別のダムについて議論して頂く方向でいく。メンバーについては少し考える必要がある。
(委員長)

- ・メンバー構成については、休憩時に臨時運営会議を開いて意見をまとめてはいかがか。

この後、メンバー決定の方針を固めるため、休憩時間に臨時の運営会議が行われ、メンバーについては、各部会から3人程度推薦頂き、運営会議で決めることが決定された。

委員会ワーキンググループに関する情報提供と意見交換

<水需要管理WGおよび河川管理者からの報告>

今本WGリーダーより、資料1-1をもとに、水需要管理WGの経過について報告が行われたあと、河川管理者より、フルプラン(水資源開発基本計画)と河川法の関係に関する説明が行われた。

[説明要旨:資料3-1 現状説明資料(フルプランについて)]

フルプランについて

- ・水資源開発基本計画(フルプラン)は、水資源開発促進法に基づいている。1)水の用途別需要の見直しおよび水の供給目標、2)供給目標を達成するための必要な施設の建設に関する基本的な事項、3)その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項がその内容に盛り込まれている。
- ・1)の水需要予測は、利水事業者により水道用水、工業用水、農業用水など用途別、事業者別に、節水も視野に入れたうえで試算される。それぞれ、水道法(主務大臣:厚生労働大臣)、工業用水道事業法(主務大臣:経済産業大臣)、土地改良法(主務大臣:農林水産大臣)にもとづいて予測が立てられ、それをフルプランが需要としてオーソライズする。水道用水については、水道事業者である市町村等の予測にもとづいて議会での承認等を踏まえて厚生労働省の許可を得る。
- ・利水事業者の需要予測にもとづいて、2)として供給対策が考えられる。新たな水資源が必要となった場合は、ダム開発、水の再利用、これまで開発された水の再配分という3つの選択肢がある。
- ・ダム開発は、利水専用ダムと多目的ダムに分けられる。多目的ダムは国土交通省が事業主体となりえる。利水専用ダムは、国土交通省は事業主体となりえないが、河川管理者としての関係が出てくる。
- ・3)水利用の合理化等については、たとえば農業用水の合理化事業が行われている

河川法との関係について

- ・河川法(河川整備計画)として関係があるのは、新規ダム開発や水の再配分時における取水の許可(水利権)と渇水時の渇水調整(取水の制限)である。
- ・河川管理者は、法的にはフルプランによってオーソライズされた水需要の予測に対して意見を言う権限はないが、多目的ダムの事業主体として、水利権を許可する立場として、需要について物を言い得る。

意見交換

- ・ この流域委員会での水需要の議論をフルプランに反映してもらいたいが実際は難しい。そのあたりを含め、WGとしての成果をどうするか、また国土交通省としてWGに何を期待されるか議論していただきたい。(委員長)
- ・ WGとしては、やはり水需要管理のあるべき姿を追い求めるべきである。水需要については、予測と実態の乖離が一番の問題だが、河川管理者の権限外のことも含めて突っ込んで議論していきたい。(WGリーダー)
- ・ 議論はよいが、それを河川整備計画にどう反映させていくか考える必要がある。(委員長)
- ・ 水需要を予測するのは利水者である。利水者が出す予測は、法律に基づいており、議会や審議会でも了承を得ているため、それなりに説得力がある。意見を言いにくいのが現状である。(河川管理者)
- ・ もし、利水者側から膨大な水需要を要求されると、開発する側がそれに追いつかないこともありうる。やはり水を要求する側もある程度意識を変える必要がある。WGの議論がそのための一種の起爆剤になればよいと思う。(WGリーダー)
- ・ 需要をコントロールすることも大事だが、水を供給する実力があるかどうかの判断も重要。雨の降り方や気候変動によって、今後の需要が相当変わってくることも視野に入れて議論する必要がある。(委員長)
- ・ 最近の雨は、降る時には大量に降って、降らない時は全く降らないという傾向にあり、利水の安全度が低下している。(河川管理者)
- ・ 先ほどの河川管理者からの説明は、フルプランの内容が決まらないと整備計画が作れないということなのか、それとも流域委員会の意見に合わせてフルプランの方が変わっていくことに期待するということなのか。
- ・ 今、まさにフルプランは改定作業に入っている。現状では、水需要をオーソライズするのはフルプラン側の権限なので、現在、改定作業に入っていることからどうしても向こうのスケジュールに影響されることになる。(河川管理者)
- ・ それであれば、水需要の問題については、今ここで議論するのではなく、フルプランの側で妥当な結果が出ることを期待して、その後で議論した方が、議論を進めやすいのではないか。
- ・ 必ずしもフルプランの結果を受けて河川整備計画ができるものでもなく、お互いに連携していくものだと思っている。ここで議論を先送りしてしまうと、こちらからは何もコメントできなくなる。委員会の議論は、需要に追随する従来の方式から変換するということだと理解している。流域委員会は、河川管理者の権限外のことについても積極的に提言していく方針をとっているため、水需要に対して何らかの意見を出すことは有り得ると思う。(河川管理者)
- ・ 法の仕組みとしては、利水者の水需要予測に従ってフルプランが作られ、それに合わせた形で河川整備計画が作られるという流れになっている。これを変えるべきと言っているのだが、現在の法の仕組みの中で、どう変えることが可能かということ言うべきである。それは、法の仕組みを変えずに流れを逆に、河川整備計画をもとにフルプランや需要予測を変えざるを得ないようにすることも可能なのでそういう手法を示していけばよい。

< 水位管理WGからの報告 >

榎屋WGリーダーより、資料 1-1 をもとに水位管理WGの経過について報告が行われた。

- ・ 好ましい水位操作法を考えるための要因は何か？(委員長)
- ・ 琵琶湖やダム水位操作が、下流の生態系にどんな影響を与えるのか、たとえば、水位変化が、魚類の産卵行動に与える影響などを整理している。次に、水位操作の管理のあり方を変えるのかどうかについては、今後の課題である。(WGリーダー)
- ・ これまでは、ダムや琵琶湖ではできるだけ水を節約し、利水上必要最小限の水しか流さないという方針だった。今後、下流の生態系を守るために放流量を増やすことになれば、必ず利水の安全度の低下につながる。バランスをどうとるかしっかり議論する必要がある。(河川管理者)
- ・ 一定期間の放流量のトータルを同じにすれば、現在と同じ容量で利水の安全度を下げないことも可能である。生態系を守るための水位管理を行ったとしても必ずしも無駄に放流することにはならない。琵琶湖の水位を夏期制限水位に下げるとき、一様に下げずに中小洪水を起こすような下げ方をすることも考えられる(委員長)
- ・ WGでは、洪水期に琵琶湖の水位を下げていることが、生態系に影響を与えているとの指摘がなされている。これは、下流と言うよりもむしろ琵琶湖周辺の治水とも関係が出てくる。重要な問題だと感じている。(河川管理者)

規約の改正について

庶務より、資料 4 をもとに淀川水系流域委員会の規約を改正することになった経緯、規約の改正案、改正のために必要となる条件等について説明が行われた。議論が行われた結果、改正案に以下の変更を加えることで承認された。

- ・ 資料 4 の改正案の 5 条 2 項を、「WGのリーダーおよびメンバーは…」とする。
- ・ 付則については改正期日について記述する。

(出席者 15 名に 3 名の委任状を加え、規約改正に必要な委員数 16 名以上の同意が得られた)

一般傍聴者との質疑応答

一般傍聴者 1 名から発言があり、意見交換が行われた。

- ・ 水質問題は重要である。農業用水や農薬など国土交通省の権限外のことも多いが、水需要管理のように、WGを作って検討する必要があるのではないか。
- ・ 中間とりまとめに「自然との共生」、また「自然と上手に付き合う」との記述があるが、この場合の「自然」の定義を各委員で共通認識をもつ必要があるだろう。先に開催されたシンポジウムでは、委員間で意見の食い違いが見られた。
- ・ 優先順位とは、「どこから整備を始めるのか」という単なる作業順序の意味ではない。河川の多様な機能、形質など様々な問題の中で互いに抵触するものが出てくる中で、優先度をどう考えるかという問題である。(以上、傍聴者)
- ・ 水質問題については、次回辺り、検討させていただきたいと思う。河川管理者の権限外の部分も含めて最終提言に記述していく必要がある。自然についての認識は、人によって違うものであるし共有することはできないと思う。問題はどうか河川整備計画に関係してくるかだ。また、優先順位についてだが、先ほどの質問はむしろ、治水、利水、環境のバランスについての問題である。

(委員長)

- ・ 自然についての認識の違いについてだが、行政体の見解や法律の用語などと違って、何かを検討するときは、むしろ全員の認識が一致していることのほうが危険だ。違いがあるからこそ、行き着く先が豊かになるのだとも思う。
- ・ シンポジウムの時の委員 2 人の食い違いは、自然についての認識の違いではない。こうあるべきだという理論と、そのプロセスに関する話である。
- ・ フルプランもそうだが、バージンの水を量としてどう分けるかばかりが話し合われている。淀川には、何回も利用されている水が多いので質についても十分考える必要がある。河川サイドでできるかどうかは難しい面もあるが、水質管理のガイドラインみたいなものを作るところまでは進める必要があると思う。
- ・ 中間とりまとめでは、水質に関する記述が少ないので、是非、今後の議論で強化を図りたい。(委員長)
- ・ 水質については、「泳げる川」、次に「水が飲める川」、さらには「水がおいしい川」といった捉え方で見直すことも重要。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。